時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

美術工藝の本色

目下開場中なる第三回內國勸業博覽會には美術工藝の出品甚だ多く斯道に熱心なる人々は勿論、世間一般の縱覽人も之を見物して種々の感想を生ず可きが故に我輩は今日敢て一言を呈して我美術工藝家并に一般縱覽人の注意を乞はんとする者あり凡そ一國民の美術には其人情風俗に因り其山川風土に因り其宗敎學術に因り其他種々の事情に因り一種特殊絶妙にして他の企て及ぶ可らざる者あるを見る可し希臘の人體畫に於ける伊太利の宗敎畫に於ける即ち其一例にして特に彼のチーセルランド諸邦の畫師が好んで低野淺海の景色を寫し一種言ふ可らざるの風致を極むるが如き周圍の風景に親炙し不知不識の間に之を會得したる者にして他邦の人が偶然之を學ばんとするも其妙を盡すみと能はざるものなりと云ふ又東洋の美術品に就ても日本には日本の本色あり支那には支那の特異ありて決して混同す可らざるが如し蓋し我美術品は往昔支那より傳來したる者にして自然支那を上流に置き之を珍重したるが故に一部は支那流の圈套に陷り其臭味を脫せざるものありと雖ども日本人が自から工風を凝らして特有の意想を發揮したる者は其精緻微妙の趣、遙に支那品に超絶するを見る可し勿論支那も美術國あり其技術の上に於て一種特絶なる處あるは固より掩ふ可きに非ず今歐洲の大博物館に入り東洋美術品の陳列場を見るに印度を始め他の東洋諸國中には共に論ずるに足るものなく支那の品類に至りても其形の小なる者は彩色模樣形狀等概ね武骨粗率なるか或は卑俗殺風景にして日本品の精緻微妙あるが如きに非ず唯その形の大なる者即ち陶器などに就て申せば大花瓶、大置物等の種類は武骨粗大の其中に自から規模の大なるを表し之を日本品の奇巧纖麗今までも行き屆きたる者に比すれば國の大小自から工藝上の規模に現はれ大國風の粗大なる處に却て一種の趣味あるは即ち支那の特異にして容易に及ぶ可らざるが如し然るに我諸美術品は所謂奇趣巧思に富み物に因りて形を顯し形に因りて趣を添へ秋毫の末にも意匠の注意する所ありて其雅味の趣きと併て言ふ可らずか特に山水花鳥人物等一種の筆法を具ふるは周圍の事情に適應して自然に悟入したる者にして他國の人が[illegible]を凝らしたりとて果して其神髓を得て變化の妙に達することは望む可らざる事なるか近き例を以て申せば日本の人が西洋人を[illegible]となく日本人の[illegible]が日本人を[illegible]見角日本人と[illegible]れざる[illegible]度見聞する所にして近來世上に通[illegible]る兌換銀券面に彫刻せる武內宿禰並に遞て發行せんとする同銀券面の和氣淸麿の肖像は印刷局雇伊太利人の意匠より成りし由にして其技術の巧拙は暫く措き一見日本人たらずして自から西洋人の相貌を具ふるは爭ふ可らざるものゝ如し此等の事實より考ふれば西洋人が我れを學んで其意匠を奪はんとするも固より以て恐るゝに足らず日本美術家は特性に因りて隨時無限の變化を出し愈々出て愈々妙に以て益々我聲價を發揚すると最も肝要の事なる可し斯くて次第に工夫を凝らして其變化を極むるときは今後幾百年を經たりとて我工藝品の西洋に至りて嫌厭せらるゝことなかるべく現に昨年開設したる巴里萬國博覽會にて日本の陶器七寶繡箔等の好評判を得たるは工藝品其物の進步にあらずして寧ろ其色と形との變化に在りたりと云ふ蓋し工藝品を愛翫する者は世に有り丈けの種類を買ひ入れんとするが常情なれば其得意を得んとするには何處までも日本流の本色を維持して其中に種々別樣の工風を廻らし隨時人目を新にするみと肝要にして目先きの變りたる品物さへ作れば西洋人中得意客は多々ますます增すみとあらん然るに世上西洋向きを目當として美術的商品を製造する者の中には餘り西洋風に媚び日本特有の意匠を失ふものあるに非ず現に近年海外に輸出する陶器などの內には所謂西洋向きを專として形狀彩色歐米人の嗜好に投せんと試みたる者あれども此等の出品は何處となく日本固有の本色を失ひ西洋丸出しと爲りたるは猶は恕すべけれど虎を畫て狗に類するの本文に違はず徒に具眼者の一笑に供するものなきに非ず西洋向きありとて西洋を學び下手な西洋品を造り出すは實際決して西洋向きに非ず眞の西洋向きと申すは何處までも日本の意匠を存して然も西洋の裝飾實用に適するものなる可く今後我國人の大に心を用ふ可きは斯かる品柄を調製するに在るとあらん今回勸業博覽會の出品には右等の心を心として製作したる者ありや出品種類の多きに隨ひ其製作用心の跡も亦自から異ある可しと雖ども凡そ一國には特異の美術あるが故に其特異なる處を存して獨立に之を發達せしめ斯道に熱心ある者は勿論、世上一般の人々も生れて美術國人たる以上は今回博覽會の如き場合に於て特に其美術心を奮ひ上下の好尙自から其國風を成し技術家を催促して國民固有の本色を顯はさしめんと國家美術の消長に關して我輩の切に希望する所のものなり

官報

○官報正誤　去る四日の本欄に掲げたる林產物公賣規程第十六條中拂込證の下番號內木材の二字は衍なりと昨日の官報に是正したり

朕沖繩縣及小笠原島地方費ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治卅三年五月廿一日

內閣總理大臣侯爵山縣有朋
內務大臣伯爵西鄕從道
大藏大臣伯爵松方正義

法律第三十七號

沖繩縣及小笠原島ノ地方經濟ニ屬スル費用ハ其地方人民ノ負擔スルモノヲ除クノ外從前ノ通リ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

朕要塞砲兵ノ服制ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治卅三年五月廿一日

陸軍大臣侯爵大山巖

勅令第八十三號

陸軍下士以下服制中要塞砲兵ニ在テハ肩章ノ記號ヲ緋絨トシ外套ハ徒步外套ヲ用フ

朕佐世保軍港境域ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治卅三年五月廿一日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第八十四號

佐世保軍港ノ境域ハ左圖ニ記スル黑線以內ト定メ其海軍專有區ヲ朱線以內ト定ム（圖面略ス）

佐世保軍港境域內ノ村落ハ左ノ如シ

肥前國東彼杵郡佐世保村日宇村
同國北松浦郡山口村及中里村ノ內相神浦川大野橋ノ下流ナル川岸南東ノ地
同國同郡大野村ノ內瀨戶越免
同國西彼杵郡面高村
同國同郡瀨川村ノ內横瀨鄕

○郡制（前號の續）

第三章　郡參事會、吏員及委員

第四十六條　郡ニ郡參事會ヲ置キ郡長及名譽職參事會員四名ヲ以テ之ヲ組織ス」名譽職參事會員中三名ハ郡會ニ於テ其議員中ヨリ互撰シ一名ハ府縣知事ニ於テ郡會議員若ハ郡內町村ノ公民中ヨリ撰任スヘシ○第四十七條　郡參事會ハ郡長ヲ以テ議長トス議長故障アルトキハ會員ニ於テ臨時議長代理ヲ互撰スヘシ○第四十八條　郡會ハ每通常會ニ於テ郡會ノ互撰シタル名譽職參事會員ノ補充員三名ヲ互撰シ其名譽職參事會員ノ闕員アルトキハ郡長ニ於テ補充員中投票多數ノ順次ニ依リ之ヲ補充スヘシ但其既ニ補充シタル者ハ前任者ノ任期中在職スルモノトス○第四十九條　名譽職參事會員ノ任期ハ議員ノ任期ニ從フ但任期滿限ノ後ト雖後任者就職ノ日迄在職スルモノトス」郡會ノ互撰シタル名譽職參事會員ハ補充員ヲ以テ其闕員ヲ補充シ仍闕員ヲ生シタル場合ニ於テハ二箇月以內ニ臨時補充選擧ヲ行フヘシ○第五十條　郡參事會ノ職務權限左ノ如シ」一　郡會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其委任ヲ受ケタル者ヲ議決スル事」二　郡會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ郡長ニ於テ郡會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ郡會ニ代テ議決ヲ爲ス事」三　郡會ノ定メタル方法ノ範圍內ニ於テ郡有財產ノ管理及營造物ノ維持ニ必要ナル事件ニ付議決ヲ爲ス事」四　郡ノ費用ヲ以テ支辨スル工事ノ次第順序其他必要ナル事件ニ付議決ヲ爲ス事」五　郡長其他官廳ノ諮問ニ對シ意見ヲ述フル事」六　郡長ヨリ郡會ニ發スル議案ニ付郡長ニ意見ヲ述ヘ及會議ニ報告スル事」七　臨時必要アルトキ郡ノ出納ヲ檢査スル事」其他法律命令ニ依リ郡參事會ノ權限ニ屬スル事務ヲ處理スル事○第五十一條　郡參事會ハ郡長之ヲ招集ス○第五十二條　郡參事會ハ議長又ハ其代理者及名譽職參事會員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス○第五十三條　郡參事會ノ議事ハ過半數ニ依リ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル」議決ノ事件ハ之ヲ議事錄ニ登記シ議長及名譽職參事會員二名以上之ニ署名スヘシ○第五十四條　郡參事會員ハ自己及其父母兄弟若ハ妻子ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其議事ニ參與スルコトヲ得ス」前項ノ規定ノ爲出席ノ參事會員減少シテ前條第一項ノ數ヲ得サルトキハ郡長ハ補充員ヲ以テ臨時之ニ充テ仍其數ヲ得サルトキハ郡會議員ヲシテ該事件ニ關係ナキ者ノ內ヨリ臨時ニ指名シ名譽職參事會員ノ不足ヲ補充シテ第四十六條ノ定數ニ滿タシムヘシ○第五十五條　町村制ノ規定ニ依リ郡參事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ二郡以上ノ町村ニ涉ルモノアルトキハ其郡長ノ具狀ニ依リ府縣知事ニ於テ其事件ヲ管理スヘキ郡參事會ヲ指定スヘシ二府縣以上ノ町村ニ交涉スルモノアルトキハ其府縣知事ノ具狀ニ依リ內務大臣ニ於テ之ヲ指定スヘシ○第五十六條　郡長ハ郡會及郡參事會ノ議決ヲ施行シ及郡有ノ財產及營造物ヲ管理シ並ニ郡ノ費用ヲ以テ支辨スル工事ヲ執行ス」郡長ニ於テ他人ニ對シ義務ヲ負擔スヘキ證書及委任狀ニハ郡長ノ外名譽職參事會員二名以上之ニ署名捺印スヘシ」前項ノ文書中郡會又ハ參事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其議決ヲ經タルモノハ其旨ヲ記入スヘシ○第五十七條　郡會ニ於テ名譽職參事會員ヲ撰擧セス又ハ參事會成立セス又ハ招集ニ應スルモ郡參事會員ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決セサルトキハ郡長ハ非常事變ニ際シ郡參事會ヲ招集スルノ暇ナク又ハ名譽職參事會員ノ出席半數以上ニ至ラサルトキハ郡長ハ郡參事會ノ